

# ハートレター

2Pからの内容

・夏のおもいで～各事業所で  
楽しい思い出をつくりました～

3P

・ボランティア 高沢さんにイン  
タビュー

・第1回家族交流会開催

・ソフトバレー県大会優勝 !!

4P・絆フェスタに向けて第13回  
絆フェスタ11月9日開催

・ふれあい音楽祭

・メンバーの活躍

・インフォメーション

第 126号  
2024年10月7日  
発行:社会福祉法人 絆の会  
発行責任者:土井 まゆみ  
事務局所在地:  
長野市若里 3-14-23  
TEL 026-226-6045  
FAX 026-262-1262  
houjin@kizuna-nagano.or.jp  
<http://www.kizuna-nagano.or.jp/>



社会福祉法人絆の会

検索

## 国連障害者の権利条約批准から10年 ～私たちにできること～

絆の会は昨年度、法人化20周年を迎えました。記念事業や話し合いの場では法人の理念でもある「利用者の意思尊重、主体性を大切にされた支援」について各自が振り返り、利用者の権利擁護について学びを積み重ねてきました。そのなか、今年には日本が障害者権利条約に批准して10年という節目の年。私たち一人ひとりが権利擁護についてあらためて学びを深める場として、8月9日の全体会において株式会社ジェイ・ハート代表取締役の池田純氏をお招きし、「国連障害者の権利条約・選択議定書から総括所見へ」をテーマにご講義いただきました。



国連は日本政府が推し進めてきた障害福祉施策に対して、障害者権利条約に沿った国づくりができてきているのかを審査し、その結果を総括所見として示しました。そのなかには多くの懸念事項や勧告も含まれていました。講義のなかで、「優生思想から発生した神奈川県津久井やまゆり園事件に対して、日本は包括的な対応と、どう向き合っていくのかが問われている」との池田氏の言葉が印象的でした。

この「どう向き合っていくのか？」の問いかけに対して、国はもちろん、私たち国民にできることは何でしょうか。この優生思想に関連して、旧優生保護法で障害を理由に強制不妊手術を受けた人たちが、国に賠償を求める裁判が全国各地で行われています。7月に最高裁は憲法違反であると国に賠償を命じる判決を言い渡し、国が過去の政策の過ちを全面的に認める形で原告との和解が成立しました。障害者権利条約批准から10年、私たちが続けてきた運動が実を結んだ瞬間でもあります。総括所見で指摘された懸念や勧告に対して日本の障害福祉施策は今後どう変わっていくのか、見守り、運動を通して声を上げていくことが私たちに求められます。



そして障害のある方や家族への根強い優生思想、差別、偏見の芽に明確な解決策がないからこそ、今後もみんなで話し合い、考え続けていく。今まで絆の会が大切にしてきたことをさらに皆で共有し、前進させたいと思いを新たにしたい研修でした。(悠友ハウスきょうされん担当 中澤信)

### ※神奈川県津久井やまゆり園事件とは

2016年に神奈川県内の知的障害者入所施設「津久井やまゆり園」に元職員が侵入し、入所者19名を殺害した事件。裁判では一貫して「障害者は生きる価値がない」との主張を繰り返し、ネット上ではそれに賛同する声が多数ありました。

### ※旧優生保護法強制不妊手術裁判について

旧優生保護法とは戦後の人口抑制策として1948年に制定され、知的障害や精神障害を理由に本人の同意がなくても不妊や中絶の手術を可能にした法律です。少なくとも25,000人の障害のある人が被害に遭いました。2018年に宮城県の女性が国を提訴したことをきっかけに全国に広がりました。その後、国は除斥期間(不法行為から20年が経過すると損害を請求する権利がなくなる)を理由に棄却を訴え続けてきましたが、7月3日に最高裁は、「同法は違憲である」と国に賠償を命じる判決を言い渡しました。